

報告第 41 号

調停事件の和解に係る専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり、調停事件の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

調停事件の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	35 万円	(1) 当事者 ア 申立人 被害者 イ 相手方 区 (2) 経緯 ア 令和 5 年 1 月 1 日午後 4 時 30 分頃、区立洗足池公園において、樹木の枯れ枝が折れ、同公園内を歩行中の申立人の頭部に落下し、申立人が負傷した。 イ 申立人は、相手方に対し、129 万 5,199 円の損害賠償を求め、令和 6 年 4 月 3 日、東京簡易裁判所に民事調停を申し立てた。 ウ 調停委員会が双方の意見を聞き、そのあっせんにより、令和 6 年 10 月 23 日に民事調停が成立した。
	令和 6 年 10 月 18 日	

報告第 42 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	施設の雨漏りによる物品損傷事故	4 万 1,888 円	令和 6 年 5 月 31 日、産業プラザ大展示ホールで発生した雨漏りにより、催事のため出店していた相手方の販売用衣類 3 着が損傷した。 (産業経済部)
		令和 6 年 10 月 15 日	
2	区道上における車両損傷事故	36 万 9,600 円	令和 6 年 4 月 19 日午前 9 時 21 分頃、平和島一丁目 2 番先の区道上において、歩道の植栽帯にある樹木が強風の影響により倒れ、当該区道上に停車していた相手方車両に接触し、これを損傷した。 (都市基盤整備部)
		令和 6 年 10 月 22 日	
3	看板を固定する番線による負傷事故	1 万 5,830 円	令和 6 年 6 月 17 日午後 5 時 30 分頃、相手方が東雪谷二丁目 17 番先の歩道を歩行中、前方から来た歩行者を避けるため車道にはみ出し、ごみ集積所の看板のそばを通り過ぎようとした際、当該看板を固定する番線の突起部分が相手方の右腕に接触し、当該相手方が負傷した。 (環境清掃部)
		令和 6 年 10 月 15 日	

報告第 43 号

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額	金 40 億 1,500 万円
第 1 回変更後金額	金 40 億 2,125 万 9,000 円
今回変更後金額	金 40 億 5,467 万 7,000 円

2 工期

当初工期	令和 7 年 2 月 28 日
今回変更後工期	令和 7 年 7 月 31 日

3 専決処分日

令和 6 年 10 月 18 日

(説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立安方中学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約について、土日祝日を現場閉所としたことなどのため、一部変更した。

報告第 44 号

大田区立大田生活実習所改築その他工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額	金 12 億 9,338 万円
第 1 回変更後金額	金 13 億 436 万 9,000 円
第 2 回変更後金額	金 13 億 2,115 万 5,000 円
今回変更後金額	金 13 億 5,505 万 7,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 10 月 15 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改築その他工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 45 号

大田区総合体育館特定天井改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 4 億 9,500 万円

今回変更後金額 金 5 億 250 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 10 月 18 日

(説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区総合体育館特定天井改修その他工事請負契約について、防水工事を一部追加したことなどのため、一部変更した。

報告第 46 号

大田区立馬込小学校校舎増築及び給食室改修その他工事請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 7,850 万円

今回変更後金額 金 4 億 8,038 万 1,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 10 月 18 日

(説明)

令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立馬込小学校校舎増
築及び給食室改修その他工事請負契約について、調理員用のトイレを設置したこ
となどのため、一部変更した。

報告第 47 号

大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の専決
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 2,779 万円

今回変更後金額 金 5 億 3,354 万 3,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 7 年 2 月 28 日

今回変更後工期 令和 7 年 7 月 31 日

3 専決処分日

令和 6 年 10 月 18 日

(説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立安方中学校校舎改
築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、土日祝日を現場閉所としたこ
となどのため、一部変更した。

報告第 48 号

大田区総合体育館特定天井改修その他電気設備工事請負契約の専決処分の
報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 20 万円

今回変更後金額 金 2 億 185 万円

2 専決処分日

令和 6 年 10 月 15 日

(説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区総合体育館特定天井
改修その他電気設備工事請負契約について、再利用予定であった火災感知器の劣
化が判明し更新する必要があることなどのため、一部変更した。

報告第 49 号

大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 7 億 400 万円

今回変更後金額 金 7 億 1,034 万 7,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 7 年 2 月 28 日

今回変更後工期 令和 7 年 7 月 31 日

3 専決処分日

令和 6 年 10 月 18 日

(説明)

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立安方中学校校舎改
築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、土日祝日を現場閉所としたこ
となどのため、一部変更した。

報告第 50 号

大田区立大田生活実習所改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 3 億 5, 200 万円
第 1 回変更後金額	金 3 億 5, 820 万 4, 000 円
今回変更後金額	金 3 億 5, 763 万 2, 000 円

2 専決処分日

令和 6 年 10 月 23 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改
築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、換気設備の機器及び設置台数
を変更したことなどのため、一部変更した。